甲府商業高等学校屋内運動場空調設備設置工事
特　記　仕　様　書

甲府市教育部教育施設課

（令和8年6月改訂）

Ⅰ　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（最新版）によること。

また、改修工事に関しては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（最新版）によること。

工事関係提出書類等については、「工事書類作成時の注意」（甲府市ホームページ「公共工事書式ダウンロード」ページ掲載）を熟読し、遺漏の無いように提出すること。（以下の内容には、この資料と重複する項目があるが、特に留意すべき事項として記載している。）

Ⅱ　特記仕様（□にレ点があるものを適用する。）

☑　1 工事実績情報（CORINS）の登録を行うこと。（請負代金額が500万円以上の場合）
- ①工事受注時　→　契約締結後10日以内
- ②登録内容の変更時　→　変更契約締結後10日以内（請負代金額が2,500万円以上の場合）
- ③工事完成時　→　工事完成後10日以内（請負代金額が2,500万円以上の場合）

□　2 技能士の活用を積極的に図ること。施工計画書に、技能士の氏名・資格証明を添付すること。

☑　3 工事進捗状況報告書を提出すること。（提出日は月末、メールでの提出も可）
月末までの進捗状況を、甲府市指定の書式により、翌月5日までに提出すること。

☑　4 火災保険等の加入期間は、工期に14日以上の日を加えた日までとする。
（原則として、全ての工事において加入すること。契約約款58条）

☑　5 現場への搬入路は、破損のないよう留意し、破損した場合は速やかに復旧すること。

☑　6 監督員から指示があった場合は、工事完成後に完成図及び完成写真等を提出すること。
- ☑　・完成図（内容は監督員の指示による。）（完成後の維持管理に必要な場合は提出すること。）
- ☑　・完成写真　カラー（キャビネ版）外観4面、内観主要室（優良工事の対象物件）

☑　7 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、「甲府市グリーン購入調達方針」により定められた次の資材に関しては、同法の判断基準を満たすものの採用に努め、建設機械については原則使用すること。
また、採用が困難な場合は、理由書を添付して報告すること。（コスト、納期、使用部位への適応性）

再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）
陶磁器質タイル、再生加熱アスファルト混合物
再生骨材等、小径丸太材、排出ガス対策型建設機械

※高炉セメント、フライアッシュセメントは、鉄筋コンクリート造には使用しないこと。
※再生加熱アスファルト混合物は、積極的に採用すること。（プラントから40km以内の現場）
次の製品に関しては、判断基準を満たすものから選定すること。

掲示板、黒板、ホワイトボード、カーテン、カーペット

また、工事完了後、その実績を文書にて報告すること。

☐　8 高炉セメントＢ種を以下の部位に使用すること。

☐　①ラップルコンクリート

☐　②捨てコンクリート

☐　③場所打ちコンクリート杭地業

☐　④外構工事等に伴う地中部分のコンクリート工作物

☑　9 環境対策及び再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法を、書面等により明確にすること。（建設機械については、排ガス対策型の建設機械の使用を原則とする。）

☑ 10 工事特性・創意工夫・社会性等実施状況

工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に所定の様式により提出することができる。

☑ 11 次の工事施工計画書を提出すること。ただし、軽微な工種の場合は必要としない。

☑ 総合施工計画書（総合的な計画をまとめたもの。）

☑ 工種別施工計画書（工種は、監督員の指示による。）

この中で、安全対策・使用材料・施工体制（下請け施工者の責任者等）も明らかにすること。

☑ 12 適正な下請負契約を確認するため、下請契約を締結したときは次の書類を提出すること。

施工体制台帳

受注者は、下請契約を締結したときは、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

施工体系図

受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

施工体制台帳等変更時の処置

施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度、速やかに監督員に提出しなければならない。

☑ 13 請負代金額が100万円以上の工事については、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（Excel様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、１部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は、速やかに当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、１部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（ＣＤ、ＤＶＤ等）により監督員に提出するものとする。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用し入力することも可とし、この場合は電子データの提出は不要とする。入力した工事データは、自社で１年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。また、同ページに掲載されている、記入内容チェックツールを使用して入力内容をチェックすること。建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、システムで入力内容をチェックすること。

URL

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page 03060101credas1top.htm

☑ 14 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除

①受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

②この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに発注者と協議すること。

③受注者が①の報告等を怠った場合は、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うこととする。

☑ 15 地中埋設物について、図面及び現地により、詳細に調査すること

☑ 16 施設利用者等の安全に十分に配慮すること。

☑ 17 主任技術者又は監理技術者の専任について

（請負代金額が4,500万円以上、建築一式工事の場合は9,000万円以上）

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定めること。

②工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

☑ 18 下請施工体系図の作成及び提出

「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更し、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能とし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

☑ 19 低騒音型建設機械の使用

本工事は、原則「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月30日建設省経機第58号）」に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。

なお、低騒音型建設機械については、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号　最終改正平成20年国土交通省告示第361号）」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

☑ 20 週休２日制適用工事

① 本工事は、甲府市が指定する「週休２日制適用工事」である。

② 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

１）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場事務所が閉所された状態をいう。

２）「通期の週休２日」とは、対象期間において、４週８休（現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）の水準の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

３）「月単位の週休２日」とは、対象期間において、全ての月で４週８休（対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が２８．５％）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

４）「完全週休２日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

５）対象期間は、工期から「準備期間と後片付け期間」を除く期間とする。

なお、「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。

また、「後片付け期間」とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

③受注者の取組内容は、以下のとおりである。

１）受注者は、週休２日は月単位の週休２日を標準として実施し、さらに、質の向上を図る完全週休２日（土日）に取り組むことができる。

２）受注者は、対象期間（ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。）、週に２日間現場閉所することに努めるとともに、労働環境にも配慮すること。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

３）受注者は、「月単位の週休２日現場閉所計画書」又は「完全週休２日（土日）現場閉所計画書」等に現場閉所日を示し、施工計画書により発注者に提出すること。

４）通期又は月単位の現場閉所日は、原則として土曜日又は日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。

５）完全週休２日（土日）において、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。

なお、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

６）受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡すること。

７）受注者は、最終の現場閉所後速やかに工事の取組実績について、「月単位の週休２日現場閉所実績書」又は「完全週休２日（土日）現場閉所実績書」等を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

８）受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「甲府市建設工事請負契約約款」第２１条の規定による工期の延長変更を請求することができる。また、発注者は受注者から工期の延長変更の請求があった場合は、「甲府市設計変更基準」に基づき、適切に対応するものとする。

９）受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、「週休２日制適用工事」であることを記載した掲示（Ａ３判程度）をすること。

☑ 21 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

☑ 22 工事写真の取扱について

・電子媒体により納品すること。

・納品時には、正副1部ずつ納品すること。

・使用する媒体は、ＣＤ－Ｒとすること。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、ＤＶＤ－Ｒの使用も可とする。

・電子媒体に対して、必ずウイルスチェックを行うこと。

（ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように、最新のデータに更新したものを利用すること。）

・電子媒体には、以下の情報を明記すること。

①工事名称

②工事場所

③契約番号

④発注者担当部署名称

⑤受注者名称

⑥作成年月

⑦何枚目／総枚数

⑧ウイルスチェックに関する情報

⑨ＣＤ－Ｒフォーマット形式

⑩電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行うこと。

・電子納品する写真データは、ＰＤＦ形式、エクセル等で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。

・写真データは、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付して整理すること。

・工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は監督員との協議による。

・検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。

・やむを得ない理由により電子納品できない場合は、監督員との協議により従来の印刷物による納品も可とする。

☑ 23 ・ここに定めなきことは、発注者との協議により決定するものとする。